

平成25年度安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成26年1月23日（木）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

○司会

本日は、悪天候の中、お越しいただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、資料一覧、委員名簿、席次表、関係各課出席者名簿、次に右上に資料番号が書いてありますが、資料1、資料2、統計資料、資料3、資料4、資料5となります。全てお手元にお揃いでしょうか。

次に本委員会の役割について御説明させていただきます。資料1をご覧ください。

本委員会は、犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と、その基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことがその役割となっております。

基本計画の策定につきましては、既に平成24年度から平成28年度までの5カ年を計画期間とする新計画を策定済みでございますので、本日の委員会におきましては、計画に沿って実施される県の各事業に対する御意見や御提言を各委員の皆様からお出しいただきたいと考えております。いただいた御意見については、各事業の企画、実施にあたって十分反映させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の本木よりあいさつを申し上げます。

○環境生活部長

皆様おはようございます。大変お忙しい中、また本日は雪が降っておりまして、寒い中、御出席を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。また、今回から委員会に御参加いただきます4名の方々に対しても、厚く御礼申し上げますとともに、今後ともよろしく願いいたします。委員の皆様には、犯罪のない安全・安心まちづくりの実現に向けて、日頃からそれぞれのお立場で御尽力賜っていること、併せて御礼申し上げます。

司会からも申し上げたとおり、県は基本計画に基づいて、様々な取組を進めております。本日は、関係する課も一堂に会しておりますので、この取組状況について御説明させていただきながら、皆様から御指導いただき、よりよい施策を行っていきたいと思っております。

本日の委員会では、昨年女性と子どもを暴力から守る取組ということで、検討を進めて

まいりました成果について御報告をし、委員の皆様からも御指導いただきたいというのが、例年と違う議題であります。

震災から3年が経とうとしておりますが、被災地の治安を守ることが、復旧復興には大事であります。犯罪の認知件数は減少しておりますが、今後も油断することなく、関係機関と連携をとって、この取組を進めていきたいと考えております。

本日も、忌憚のない御意見やアドバイスをいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○司会

本日は、16名の委員中、15名の委員に御出席いただいております。過半数を超えていることから、安全・安心まちづくり委員会運営要領の規程により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、この会議は、県の情報公開条例の規定に基づき原則公開となります。

なお、この委員会の議事録につきましては、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に本日御出席の委員の皆様を委員名簿の順に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、御起立願います。なお、今回新たに委員になられた方におかれましては、その場で一言御挨拶いただければと思います。

(ひとりずつ委員を紹介)

なお、本日出席している県関係職員につきましては、お配りしている関係課室出席者名簿に記載のとおりでございます。

それでは、ここからの議事進行については、大淵会長にお願いいたします。

○大淵会長

皆様、よろしくお願いいたします。議事につきましては、私の方で議長を務めさせていただきます。議事次第をご覧いただきたいと思いますが、3(1)から始めたいと思います。「本県における犯罪情勢について」ということで事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局

共同参画社会推進課の佐藤です。私の方から(1)本県における犯罪情勢について統計資料を用いて説明させていただきます。

統計資料1ページには、宮城県と全国での刑法犯の認知件数の推移、また20歳未満の被害者数の推移、女性の被害者数の推移、65歳以上の被害者数の推移を載せております。平成24年につきましては、宮城県の刑法犯認知件数は19,561件ということで、平

成2年以来22年ぶりに1万件台になったというところがございます。20歳未満の被害者数の推移、女性の被害者数の推移ともに全国でも宮城県でも減少傾向ではありますが、65歳以上の被害者数の推移では、全国では減少しておりますが、宮城県では平成23年と比較して平成24年は若干ですが増加しております。

次に2ページになります。こちらには、犯罪被害者の年齢層の割合ということで、全国と宮城県の推移を載せております。全国、宮城県ともに同じようなグラフになっているのですが、先ほどの説明同様に宮城県での65歳以上の犯罪被害者の割合は増加しており、全国的にも65歳以上の被害者の割合は増加傾向にあります。

続きまして、3ページに移ります。こちらは、犯罪被害者の男女の比較を載せております。宮城県と全国を比較すると、グラフに大きな違いはないのですが、宮城県の場合は、全国と比較すると女性が犯罪被害にあう割合が若干多くなっております。

4ページに移ります。こちらは、サイバー犯罪の検挙件数の推移状況ということで、不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪を載せております。一番大きな割合を占めているのが、ネットワーク利用犯罪ですが、こちらは、具体的に言いますと、インターネットを通じた詐欺であるとか著作権法違反というのが含まれております。グラフを見る限り、平成23年の検挙件数は一旦減っておりますが、宮城県、全国ともに右肩上がりの状況となっております。

5ページに移ります。こちらは、出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数と検挙数の状況のグラフになります。こちらでいう被害児童の年齢は、18歳未満になります。多くは、児童買春や青少年健全育成条例違反による検挙数と被害児童数が9割を占めております。全国の状況を見ますと、被害児童数、検挙数ともに減ってきているのですが、宮城県では、平成23年と平成24年を比較しますと、被害児童数、検挙数ともに増えております。

6ページに移ります。こちらは、被災地の犯罪発生状況ということで、宮城県内の沿岸部9つの警察署と宮城県全体における各犯罪の認知件数を載せております。グラフの平成22年というのは震災前、平成23年というのは震災の年、平成24年というのは震災後になります。宮城県全体と比較して沿岸部でなにか大きな特徴があるかという点、大きな特徴はないのですが、空き巣については沿岸部では平成24年と平成23年を比較すると増えておりますが、宮城県全体では減っているという状況であります。

以上、簡単ではありますが、統計資料を用いて本県における犯罪情勢について説明いたしました。

○大淵会長

ありがとうございます。只今、犯罪情勢について御説明ありましたが、これについて御質問等はありませんでしょうか。特にございませんようでしたら、次の議事に進めたいと思います。(2)「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成24

年度の実績及び平成25年度の状況」につきまして、これも事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局

こちら私の方から説明させていただきます。犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成24年度の実績と平成25年度の実施状況について説明させていただきます。資料2の方に基本計画の概要を載せております。こちらの基本計画は、平成24年度から平成28年度までの基本計画として策定されておまして、目標、3つの基本方針、8つの方向性、20の推進項目ということで、これに連動するような形で、平成24年度の状況については資料3の黄色の見出し、今年度の実施状況については資料4の青い見出しになっております。

ここでは、平成24年度と比較して平成25年度に新たな取組を進めたとか、規模が大きくなって開催されたとか、そういうものに関しては、資料4にオレンジ色で着色しております。このところが、平成24年度と比べて事業内容に変更があった部分になります。私の方から資料4を用いて簡単に説明させていただきます。

まず、資料4の1犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成ということで、推進項目の(1)、(2)ともにオレンジ色に着色はしていませんが、資料3と見比べますと、推進項目(1)のイ 地域安全情報の提供のところで、県警で行っているみやぎ Security メール登録者数は、平成25年3月末は5,369名でしたが、平成25年12月末は、5,530名となり増加しているといったところもございます。同様に、推進項目(2)ハ 「地域の安全は地域で守る」ための解決活動の展開のところでも、防犯ボランティア活動等の支援とありますが、平成25年12月末の宮城県内の防犯ボランティア団体は513団体ございます。震災前は554団体あったので、団体数は震災前の水準に追いついていないですが、平成24年12月末は504団体でしたので、昨年末と比較すると9団体増えている状況であり、少しずつではありますが、震災前の水準に戻りつつあるということがいえます。

次に2ページにうつります。推進項目(3)各ボランティア団体等のネットワーク化の促進のロとハをオレンジ色で着色しております。ロ 安全・安心まちづくり地域ネットワーク支援事業というのは、沿岸部で被災した防犯ボランティア団体等にジャンパーや腕章を貸与する事業になります。昨年度は6つの団体に対して行っておりましたが、今年度は8つの団体に貸与を予定しております。次にハ 防犯ボランティア活動等の支援ということで、昨年度は行っていなかったのですが、防犯ボランティア間の更なる交流の場を増やすために、防犯ボランティア地域交流会というものを今年度の1月末に行う予定でおります。

次に推進項目(4)ロ 県民運動に向けた意識啓発ということで、県警では全国地域安全運動宮城県大会というものを毎年行っておりますが、今年度は大会の規模を拡大し、約

600名の方に参加いただきました。大会の内容としましては、防犯ボランティアの活動表彰や日頃の活動の参考になるような基調講演などを行い、意識の啓発などを行いました。

3ページに移ります。犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応についてであります。まず、ロ 放課後対策の推進の児童クラブ等促進事業になりますが、昨年度は27市町で196クラブの補助でしたが、今年度の補助予定数は29市町211クラブであります。その下の放課後子ども教室推進事業であります。昨年度は17市町村55教室だったものが、今年度は2市町4教室が増えまして、19市町村59教室となっております。

次にページの4のト 学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の促進ということで、東日本大震災の教訓を生かし、「みやぎ学校安全基本指針」を平成24年10月に策定しました。指針に基づき今年度は、新たな研修会の実施や学校における安全対策の促進なども図っております。

次にページの5になります。イ 子どもに対する情報モラル教育の推進ということで、先ほどの統計資料の説明でも、出会い系サイトやコミュニティサイトを通じた子どもの犯罪が増えているという話をしたのですが、ネット被害未然防止対策事業として、ネットモラルの涵養を図るため高校生を対象とした講演等を今年度は開催しております。

次に推進項目(8)子どもを犯罪被害から守るための対策の推進と次のページの推進項目(9)女性を犯罪の被害から守るための対策の推進についてですが、こちらについては、後ほど説明の時間を設けておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

次にページの7, 8, 9, 10についてですが、各事業に着色はしてはおりませんが、昨年度と同様に継続して事業に取り組んでおります。

最後にページの11の被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧ということで、先ほど説明しました被災地の防犯ボランティアに対する防犯用品の貸与事業などについてもこちらに載せております。一番下に記載しております推進項目(20)被災地の環境整備の促進のイ 被災地の安全な環境の早期復旧とうことで、災害廃棄物処理事業を載せておりますが、昨年度末の段階では、災害廃棄物の処理の進捗状況は65%、津波堆積物の処理の進捗率は43%でしたが、平成25年度末までに、災害廃棄物、津波堆積物ともに処理完了の予定となっております。

簡単であります。私の方からの説明を終わります。

○大淵会長

どうも、ご苦勞様でした。基本計画関連事業の取組につきまして、平成24年度の実績については資料だけでしたが、平成25年度の実施状況については、資料4で平成24年度との違いなどを着色されている部分を中心に、御説明いただきました。また一部は、次の議題の懇談会の報告で述べられるということで、省略されている箇所もございました。只今の御報告について、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○邊見委員

質問いいですか。資料4の3ページ、ロ 放課後対策の推進ということで、児童クラブの活動促進事業、放課後子ども教室推進事業というのが実施されているようで、このことについて伺います。今、私も町の学び支援ということで関わらせていただいているのですが、放課後子ども教育推進事業というのは、学び支援事業のコーディネーター配置事業のことなのか、それとも別の事業のことなのかお聞きしたいと思います。

○大淵会長

では、よろしく申し上げます。

○生涯学習課

生涯学習課の松崎と申します。放課後子ども教室に関しましては、協働教育プラットフォーム事業の中で、国から予算をいただき、手を挙げていただいた各市町村に対して展開している教室となっております。

○大淵会長

もし、質問に対して検討の時間が必要でしたら、そのあいだ、他の質問を先にお伺いしましょうか。この基本計画は、全部で8つの方向性という大きな枠組みからなっておりますので、その単位で御意見を伺うのがいいかと思えます。今の御質問に対しては、少し検討いただく時間を設けまして、資料4の1ページ目から順番にみていこうかと思えます。1ページ目は、犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成という方向性となっております。ひとつ御質問がありました、他にございませんでしょうか。もし、お気づきの点があれば、のちほど御意見をいただくことにしまして、次に3ページの方向性の2犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応の方針の下で行われている事業ですが、この範囲では、御意見等はいかがでしょうか。

○邊見委員

すいません、いいでしょうか。先ほど、私が質問したところは、放課後子ども教室推進事業の部分です。この部分で、震災が起きて、住まいを失ったり、家庭状況が激変したりした沿岸部の小中学生に対して、学びを保障するというので、3年前から始められた事業なんですね。私は美里町に住んでいますが、県の義務教育課からの要請に応じて、美里町でも名乗りをあげて、去年から実施している学び支援コーディネーター等配置事業のことを言っているのか、それとも別の事業のことなのかということをお聞きしたかったのですが。

○生涯学習課

大変失礼いたしました。学び支援事業とは異なる形で、生涯学習課として展開している事業を記載しております。

○大湊会長

よろしいでしょうか。

○邊見委員

そうすると、日頃、私が美里町で行っている学び支援事業とこの放課後子ども教室推進事業との関係、関連性はどのようになっているのですか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○大湊会長

それでは、これも少し打ち合わせの時間があるので、3、4、5ページの範囲で他に御意見等ございましたら、お願いいたします。

私の方から一つ質問があるのですが、5ページ目の中央にネット被害を防止するための取組でたくさんの項目があり、具体的な事業の内容としては、高校生を対象とした講演やワークショップ、研修会を行ったと記載がありますが、この他に、子どもたちを対象にした活動はあるのでしょうか。ありましたら、教えていただければと思います。

○高校教育課

教育庁の高校教育課でございます。ネット被害未然防止対策事業に5つ項目がありますが、2番目と3番目の項目の部分が、インターネットで見ることができるサイトを監視している取組になります。学校名で検索をかけまして、個人情報や誹謗中傷について監視しているのですが、こちらの件数が非常に減ってきております。その理由としては、スマートフォンやLINEの普及によって、パトロールができない空間で子どもたちが行っていることが挙げられます。先生やPTAの方々は、LINEが悪いスマートフォンが悪いと言っているのですが、使い方が悪いと考えるしかない状況でございますので、今年度は、全高校から200人程度の代表生徒に集まってもらい、小グループに分けて話し合い活動を行わせて、自分たちの意識を強めるという取組を行っております。そこで、標語のようなものを作って、来年度は、それぞれの学校やホームルームで話し合い活動をしてもらって、意識を高めてもらうよう展開していきたいと考えております。

○大湊会長

どうも、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○富士原委員

今のお話に関連してなんですが、子ども達をインターネット被害から守るといふときの子ども達の範囲ですが、現状では高校生だけという捉え方でしょうか。それとも、もっと広げて考えておられるのでしょうか。

○高校教育課

本年度につきましては、高校生の活動として行っております。義務教育課に変わります。

○義務教育課

義務教育課の阿部と申します。今、高校教育課から回答があったのですが、義務教育課としても、小学生、中学生が被害にあわないように、リーフレット等作成して周知しておりますし、高校教育課の協力の下に、ネットパトロール情報をいただいて、地域や学校名が把握できる情報については、管轄の教育事務所を通じて確認していただいているところです。

○大淵会長

おそらく、御意見の主旨は、高校生よりももっと年齢の低い層が、被害の対象になりやすいということで、気をつけていただきたいということではないかと思えます。その辺りについてよろしく御検討いただきたいと思えます。先ほどの邊見委員の御質問についてはいかがでしょうか。

○生涯学習課

生涯学習課の松崎です。先ほどの、放課後子ども教室推進事業につきまして、震災の前から放課後の子どもたちのために、展開している事業になりますので、震災後の学び支援事業とは異なる部分があります。こちらのニーズは高いものですから、今後も引き続き行っていきたい事業のひとつであります。

○義務教育課

3ページの(5)に掲載されている放課後子ども教室推進事業については、生涯学習課から説明があったとおりで、子どもたちの安全・安心がメインでございます。義務教育課で、震災に伴い学習環境を失った児童、生徒に学習環境を保障するという意味合いからも行っている学び支援コーディネーター等配置事業は、学習環境保証ということがメインになるかと思えます。以上でございます。

○大淵会長

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

○菅原委員

すいません。3ページの子どもの登下校時の見守り活動に関するのですが、他県に住んでいる孫が、小学校学区の一番端に住んでおり、周りに同じ学校に通っている子が一人もいないので、子どもの足で1時間程度かかる道を一人で学校に通っております。非常に急な坂でなおかつ狭く迷路のようになっている道なので、実際に迷子になったときに、周りに誰も道を聞く人がおらず、自力で何時間も歩き、何とか通ったことのある道路にできることができ、帰って来られたということがありました。また不審な人から声をかけられるということもありました。そのような時に、道を聞けるような家や子どもが飛び込めるような家を宮城県では用意しているのか。そして、学校でも教えているのか。また、上級生との集団登校なども行われているのか。お伺いしたいと思います。

○大淵会長

登下校時の安全ということで、いかがでしょうか。

○スポーツ健康課

スポーツ健康課の木内と申します。登下校中の子どもたちの安全ということで、当課では、今年度も6月から8月末にかけて、スクールガード養成講習会というものを行っております。スクールガードというのは、学校見守り隊やボランティアとして、子どもたちの登下校を見守る活動で、ほぼ県内各市町村で行っております。その中で、子どもたちが犯罪等の危険な目に遭ったときに駆け込む子ども110番など、各学校域の中で各学校が、地域に協力を要請して、警察と一緒にやってそういったものをつくり、子どもたちに周知をしている現状であります。

○菅原委員

ありがとうございました。

○大淵会長

今、養成されているとおっしゃいましたが、何を養成されているとおっしゃいましたのでしょうか。

○スポーツ健康課

スクールガード養成講習会と言いまして、見守り隊のあり方や子どもたちの登下校時にこういうことをやっていますという情報交換を通して、組織を育てております。また、新たにスクールガードになれる方に対しても、子どもたちの登下校時には、こういう事案がありましたという情報を教えて、事故防止に繋げてもらう講習会であります。

○大渕会長

それは、資料の何ページに書かれておりますか。

○スポーツ健康課

8ページの学校、通学路の安全対策の推進のイで載せております。

○大渕会長

わかりました。どうもありがとうございました。他に、2の分野ではありますでしょうか。

○邊見委員

4ページの教育相談充実事業のところ、今年度、私もある小学校のスクールカウンセラーをやっています。全部の小中学校でスクールカウンセラーが配置されているということですが、相談支援を行っていて、気になっていることは、小学校入学後の段階では、就学前の養育環境、母子環境や家庭状況によっては、既に乳児に心の傷が深い状態です。そこで、お聞きしたいのは、今は、全ての小中高校にカウンセラーを配置しているということですが、小学校のカウンセリングだけでは、解明されない部分がありますので、将来的に就学前の子どもの親へのカウンセラーの配置の考えはあるのかということと、子どもたちのケアというのは、小中学校のカウンセラー以外に突発的なことが起きたときは、地域でのカウンセラーが必要であると思いますので、こちらについても将来的に配置する考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○大渕会長

1つ目は、就学前の子どもや親への対応はどうなっているのかという御質問でした。

○義務教育課

義務教育課でございます。邊見委員さんには、県のカウンセラーとして仕事していただいております。ありがとうございます。就学前の段階でのカウンセラーの配置はあるかという質問でしたが、市町村の教育委員会からの要請を受けて、市町村へカウンセラーを派遣、配置させていただいております。幼稚園につきましても、気仙沼地方で二つの園から派遣要請があり、実際にカウンセラーの方に入っております。また、他の市町村からは、幼稚園に派遣してほしいとの要請はきておりません。

それから、二つ目の地域へのカウンセラーの派遣、配置ということですが、中学校へは、一校に一人のカウンセラーを週に1回程度配置しているわけですが、小学校につきましても、仙台市を除く34の市町村教育委員会に複数名のカウンセラーはいつでもらっております。そのカウンセラーの配置については、教育委員会にて決めていただいております。

で、ある特定の学校に入ってもらふ拠点校型というのもありますし、教育委員会で待機してもらい、相談があったときに、今日はA学校、明日はB学校に行くという体制はできております。ただ、相談に100%対応できる状況ができていくかという点、まだまだカウンセラー不足ということで、多くの方にご負担をおかけしております、他県の臨床心理士会等から支援をいただいたりしている状況でございます。

○大淵会長

地域カウンセラーということで、他の担当の部署で情報はございますか。特にはよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

○富士原委員

子どもをインターネット被害から守るという件です。私は、学校現場におりまして、特に平成25年度になってLINEというものが、ものすごい勢いで普及しており、非常に危機感を感じております。ネット社会というものは、ものすごいスピード感で、あっという間に新しいことが出来上がり、大人よりも子どもが早く反応し、それを取り込んでいくので、大人のわからないところで巻き込まれるのではないかという心配が、月を追うごとに大きくなっているところなんです。そういう背景から質問をするのですが、子どもを取り巻く情報化社会に対する学校側というのは、仕事の範囲の中でそこまで対応するのは、なかなか難しいので、他のところに頑張ってほしいと思います。そこで、警察本部の取組をみると、平成24年度から平成25年度に向かって特にこれといって変わった事業が入ってございません。現在行われていることが、普及促進や啓発活動とは書いているのですが、同じような危機感を持っておられるのではないかと思います。子どもたちや保護者に対する情報提供や研修会やそういったものを推進しているとは思いますが、インターネットに対するスペシャリストを養成して、犯罪をする人の先回りし、被害をなくすような取組などもあると思うので、その辺をお聞かせいただきたいです。実は、私の小学校でも、6年生の約8割がLINEをやっているということで、保護者を入れての研修会を開催したのですが、その後LINEをやる子が増えてしまいました。研修の年齢層が、児童から保護者までということで、絞りきった話ができなかったのかもしれないのですが、その辺のところの取組をお聞かせいただきたいと思います。

○大淵会長

警察本部に対しての御質問のようでした。LINEなどの子どもが中心となって利用している情報ツールに対して、どのような取組をおこなっているかお伺いしたいとのことですがいかがでしょうか。

○警察本部

警察本部の生活安全企画課犯罪抑止対策室の木村と申します。今の御質問についてですが、LINEなどは大きな問題であると認識しておりますので、警察でも様々な取組を行っております。具体的には、生活環境課のサイバー対策室や少年課の担当者が中心となりまして、犯罪が起きた場合の検挙と未然防止のための広報啓発、情報発信などはあらゆる機会を通じて行っております。それから、生活安全企画部門で担当している全国地域運動宮城県大会というものがあまして、昨年10月は、仙台市広瀬文化センターで開催して約600名の方に来ていただいたのですが、そのような場合に、有識者の方に来ていただき講話をしていただく等の取組をしております。それから、各種被害にあわないためのチラシの作成、また新聞、テレビやあらゆる機会を通じての情報発信をしております。さらに県警では、セキュリティメールというものを発信しております、現在5,000人ほど登録いただいておりますが、こういったものを通じまして、各種被害にあわないための情報提供などを行っております。しかし、そのような現状でも被害が発生している状況でございますので、今の御意見をサイバー対策室や少年課などの担当部署へもお伝えしたいと思っております。

○大淵会長

ありがとうございました。

○藤澤委員

今の事例に関係してなんですが、5ページの家庭における子どもの安全教育の支援ということで、若い保護者の方は、スマホなどを子どもと一緒に使う年代になっているので、小中学校向けだけではなくて、幼稚園や保育所の保護者向けにもインターネットやスマホの危険性を保護者の方に知っていただき、子どもへの影響を考え低い年齢の時から啓発や情報発信をやっていった方がいいのではないかと思ひ発言させていただきました。

○大淵会長

ありがとうございました。これについてはいかがでしょうか。

○警察本部

まさに委員のおっしゃるとおりであります。これについても、今までもやっております、例えば、一昨年は釜房で親子が集まるキャンペーンの場を利用して、チラシの配布や情報提供を行っているのですが、先ほどの回答と同じにはなりますが、これまでも増して、このような情報発信や広報啓発に力を入れていきたいと考えております。これについても、貴重な御意見として、関係部署にお伝えしたいと考えております。

○大淵会長

先程来、就学前の小さい子どもをもっている親に対しても働きかけが必要ではないかとのことですので、各関係部署で御検討をお願いしたいと考えております。

○菅原委員

先ほど、邊見委員がおっしゃったように、就学前の環境というのは、子どもの一生をつくってしまうくらい大事な時期です。家庭裁判所にいますと、子どもに対して暴力や暴言でしつけを行い、しつけのためには当たり前のことだと開き直り、虐待としての認識がない親、特に父親がたくさんおります。家庭裁判所では、子どもと別れた父親との面会交流というものを子どもの成長には大事なので推進しているのですが、子どもに暴力をふるう父親は問題があるので、面会交流はスムーズにいかないのが実情です。そこで、5ページの上の家庭教育サポートチームの中で、親の子どもに対する暴力、暴言が、どれほど子どもの成長に影響するかということをしつこく教えていただきたいということと、どの程度、保護者向けの講座を行っているか教えていただければと思います。

○大淵会長

よろしく願いいたします。

○生涯学習課

この資料にありますサポートチームと申しますのは、子育て中の保護者をサポートする方々を養成し、その方々でチームを作り、子育てで悩んでいる方のサポートを行うという取組です。そのサポートする方々を養成する講座を毎年行っているのですが、その中で、講師として警察署の生活安全企画課の職員などに講話などを行っていただいております。この講座は、保護者向けの直接の講座ではなく、保護者をサポートする体制を整えるために行っております。また、今年度は子育て支援課と連携をとりまして、沿岸部を中心に、子育て中のお母さんを中心にリフレッシュママクラスというもので、親の学びのプログラムを行っております。その中には子どもに対して暴力をふるってしまい、それを苦にしているお母さん方がおありまして、学びのプログラムのグループワーク等を通じて、お互いに気づきの場を設け、改めて我が子と自分を見直すことで、子どもが愛おしいという心を呼び起こすようなことを展開しております。アンケートでは、子どもに対して手をあげる自分自身に非常に悩んでいたということをおっしゃっていただいたりしました。他の機関とも連携をとりながら、そのような地道な活動をしていきたいと考えておりますし、親の学びや親の育ちを応援する活動は非常に大切だと考えておりますので、各市町村にこのような取組を行っていますということの声かけをさせていただいているところです。

○大淵会長

ありがとうございました。いろいろと御意見がでておりますが、他の部分もごさいます

ので、とりあえず、2の部分はこのくらいにして、次に進めさせていただこうと思います。時間も少しおしてまいりましたので、まとめて進めていこうかと思えます。次は6ページの方向性3女性の安全対策の推進と7ページ4高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進、8ページ5学校、通学路等の安全対策の推進の3つの方向性に関して、先ほどの質問でも触れられておりました部分もございしますが、これらの範囲で御意見等ございましたらお願いします。

○我妻委員

6ページで1つだけ内容をお尋ねしたいのですが、ロ 女性が相談しやすい環境の整備で、男女共同参画相談員のほかに女性相談員というのもいらっしゃるようですが、これは具体的にどういった内容でどのようなことを展開されているのかお聞きしたいと思います。

○大淵会長

それでは、それぞれ部局は違うようですがよろしくをお願いします。

○事務局

男女共同参画相談員についてですが、これは、例えば職場における女性の就労環境の相談や男女差別の問題の相談などを念頭においた相談員であります。しかし、そのような相談に限らず、どのような相談にもものるような運用をしております。実情としては、家庭内での不和についての相談あるいは離婚の相談というのが多数を占めております。

○大淵会長

ありがとうございました。それでは、女性相談員の方はどうでしょうか。

○子育て支援課

子育て支援課西城でございます。女性相談員についてですが、資料に記載のとおり、保健福祉事務所及び女性センターに配置されている相談員になります。相談内容としては、限定されているわけではなく、DV関係であるとか健康問題など幅広く受け付けております。

○大淵会長

どうもありがとうございました。

○八幡委員

ハーティ仙台の八幡と申します。女性に対するDV問題や子どもの虐待、性暴力のことで子育て支援課や生涯学習課などと連携して、被災地や学校での啓発や教育に多く携わらせていただきました。今年、被災地での啓発や教育に80回くらい携わりました。先ほど

から出ている子どもの問題、DV家庭の子が薬物や性非行、児童虐待の被害に深く関係しております。学校に赴いたときには生徒、先生、養護教諭の方とは会えるのですが、様々な相談を受けているスクールカウンセラーの方々とはなかなか会えません。来年度、子育て支援課とたくさんの講座を行うときは、スクールカウンセラーの方々にDVや性暴力の事をお伝えする機会をいただきたいと思いました。それから、特に性暴力に関して熱心な自治体では、保育所の保育士や学童保育の職員の方達が参加しておりました。そのような方達からは、暴力がある家庭で育っている子どもたちの問題に直面したときに、どのように対応すればいいのかわかったという声があがりました。仙台市で保育士さんへの講座を開催していただいた時にも、そのような声がたくさんありました。被災地でたくさんの民生委員、人権委員や仮設住宅の支援員に参加していただきましたが、もう少し学童より低学年及び就学前の子どもたちに関わっている保育士、学童保育の方、幼稚園の方に講座に参加するよう広報をしていただきたいと思います。虐待をしている父親とか虐待に追い込まれている母親の根底には、DVの問題がありますので、そのような知識と対応と繋ぎ方を伝えたいと思っていますので、ぜひそのような方達に繋いでいただきたいと思います。

○大淵委員

ありがとうございました。八幡委員の挙げられました活動は、資料の方に記載はありますか。それを教えていただけませんかでしょうか。

○事務局

6 ページの一番上のところが、八幡委員が話された活動です。

○大淵委員

ご要望としては、保育士や学童保育の方やスクールカウンセラーなどの小さい子どもを対象に活動している方に対して情報提供をしたいということです。これについても、御検討いただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

それでは進ませていただきます。9、10、11ページの記載事項につきまして、御意見等お願いします。

○庄子委員

9 ページの犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜営業施設等の普及という部分で質問です。推進項目(12)の駐輪場についてですが、宮城県の犯罪の認知件数を見ますと、平成24年度で3,837件ありまして、およそ1日に10件もの自転車盗難があるということになります。青少年の犯罪の入り口は、自転車盗と万引きであるとよく言われております。それに関して、駐輪場を整備していきたいとの事業がのつ

てありますが、これがどの程度実績として進んでいるのか、また、今後具体的に整備していく場合には、県や市町村の道路課や警察本部、警察署との連携が必要になってくると思いますが、それは、どのように進めていこうとなさっているのか。そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

○警察本部

犯罪抑止対策室の木村と申します。只今の質問についてお答えいたします。今、おっしゃられたように、自転車盗の被害件数というのは、非常に多いところです。平成25年の刑法犯認知件数は暫定値で19,369件でありました。関係機関の皆様の取組のおかげで、12年連続で認知件数は減少しておりまして、自転車盗の認知件数も前年と比べると、減っております。しかし、この自転車盗の数が、犯罪の中で一番多く、全体の3割近くの数を占めております。自転車盗対策というのは、警察としましても重く見ておりまして、その取組の一つに駐輪場の対策というものがあります。盗まれる場所の多くが駐輪場でありまして、その中でも6割近くが鍵をかけていない自転車の盗難ですので、鍵かけの徹底ということでキャンペーンや通学路に立ち、防犯協会の方々と連携をして鍵を配るなどの取組もしております。また、駐輪場にカメラを設置していこうという取組も実施しております。一例としまして、石巻駅前の駐輪場では、県警と自治体で検討を重ねまして、昨年10月に駐輪場に防犯カメラを設置しました。防犯カメラを設置する前は、駐輪場での盗難が多かったのですが、カメラ設置以後は、盗難の数が減ったということで、設置から1月上旬現在までの2ヶ月でわずか2件の発生に留まっているという効果も出ています。ですから、石巻の事例を一つのモデルとしまして、他の駐輪場にも防犯カメラの設置促進を図っているところであります。ただし、予算上難しい部分もございますので、自治体や各関係機関などの協力が必要な状態となっております。それから、今後の方針ですが、今のように駐輪場を中心としまして、大規模な商業施設などでの盗難も非常に多いので、これについても、防犯カメラと合わせて対策を行うとともに、マンションでは、死角になっているところから盗まれるというのもありますので、マンションが新築される場合には、駐輪場が死角にならないよう配慮するとか、マスコミなどの広報媒体を通じて、自転車の鍵かけの徹底を呼びかけるなど取り組んでいる次第です。

○大淵会長

ありがとうございました。

○西條委員

よろしいでしょうか。西條と申します。9ページの推進項目(12)道路、公園、駐車場等の見通しの確保について記載してありますが、事業内容に公園についてのものはありません。私も子どもが小さいときに児童館の活動の中で公園調査なんかをしたことがあります。

ますが、公園という癒やしの空間ということでたくさんの樹木や遊具があることが多いです。たくさんの樹木が外からの視界を遮ってしまっている場合があります、たまり場になりやすい場所になっておりますので、道路だけでなく公園そのものも外からの見通しを良くするような整備も目指してほしいと思います。最近では、危ない遊具の点検がされている場所も多くなってきて、すっきりとしてきた公園も増えているのですが、樹木の整備というのも、やっていただければいいのかなと思いました。以前、ロンドンのハイドパークという大きくて広い公園をバスで通りかかったのですが、バスからも見通しがきくくらい整備がされておりました。公園のあり方の事情は違うと思いますが、外から見通しがきく空間というのが、まちの中には必要ではないかと思いました。

○大淵会長

公園の整備に関する御質問、御意見ですがいかがでしょうか。

○事務局

私は、公園の直接の担当でないのですが、分かる範囲でお答えさせていただきます。まず、県が設置している公園というのは、非常に大規模な公園で、まちなかにある小さな公園というのは、基本的に市町村が設置しているものになります。おっしゃるとおり、最近設置された公園というのは、死角をつくらないということを念頭に整備されております。灌木などがあって死角があるような公園については、できるだけ死角になる場所がなくなるよう、整備が進んでいる最中であると承知しております。例えば、11ページをご覧ください。推進項目(17)ロ 犯罪のない安全・安心まちづくりリーダー養成講座とありますが、まさに、委員がおっしゃられたような、犯罪を生みかねない環境を探し歩いて、チェックするということをしております。東京から講師を招いて、PTAであるとか学校の先生などと一緒に、通学路や公園を歩きながら、犯罪を生みやすい環境は、どのようなところなのか御指導をいただいて、講座に参加し教わった方々は、それぞれの地域に戻って、危ないところを見つけて改善を図ったり、それを児童等に教えたりといったことも行っております。まだ、全ての公園の見通しがきくといった状況にはなっておりませんが、このような取組を通じて、徐々にですが、改善を図っていきたいと考えております。

○大淵会長

ありがとうございました。他に、御意見等ございませんでしょうか。それでは、議事の2についての御意見等は以上にさせていただこうと思います。非常に活発にたくさんの委員の方から御意見等ございましたので、今後の事業に生かしていただきたいと思います。

次に、議事の3になります。女性と子どもの安全・安心社会づくり懇談会の報告になります。よろしくお願ひします。

○事務局

私から説明させていただきます。それでは、資料5になります。この委員会は犯罪の安全・安心まちづくりの全般について御提言をいただく場ですが、女性と子どもの問題について対策を強化し、早急に検討するようというところで、知事から指示がございましたので、今年の5月から9月までの半年弱のあいだに7回ほど検討の場を持ちました。子どもについては、7月4日に誘拐や子どもに対する性暴力に繋がりにかねないような行為からできるだけ早い段階で規制できないかということで、子どもへの声かけ規制のあり方について検討しました。7月6日では、児童虐待への対応も含んで、DV・ストーカー被害者支援対策ということを検討しました。それから7月25日は児童ポルノの問題について県としてできる余地がないか検討しました。7月27日は、児童への性虐待も含む性犯罪被害者支援対策についてです。一方で女性の問題については、7月6日にDV・ストーカー被害者支援対策、7月27日に性犯罪被害者支援対策、8月24日には、性犯罪・DV・ストーカー被害防止対策ということで検討を進めました。資料をめくっていただきますと、その時に来ていただいた委員の方々の名簿をつけております。さらに、もう一枚めくっていただくと、A3版の一覧表がございますが、懇談会の結果、現時点でどのような方向性になったのかまとめております。1の子どもの安全対策の推進についてですが、子どもに不安を与える行為等の規制ができないかということで、結論としては、子どもに対する犯罪を助長する不安を与える行為や子どもを威迫する行為の規制については、必要性をもう少し検討していきたいということであります。見守り活動についてですが、先ほどもスクールガードの説明などありましたが、こちらもできるだけ拡大していきたいという結論でございます。次に2の児童ポルノの所持規制ですが、これまで何年も児童ポルノの所持の規制が進まないということで、県として検討に着手しましたが、国会で審議が始まりまして、法改正で対応される可能性が高まってきたということで、法改正がなされないということが、確実になった場合には、あらためて検討しますが、現時点では、法改正の状況を見守りたいというところであります。3性犯罪者の再犯抑止については、加害者本人が治療やカウンセリングを希望する場合には、医療機関等の情報提供を行う事を考えております。4性犯罪被害者支援についてですが、現在、宮城県には犯罪被害者支援センターはありますが、性犯罪に特化した形の被害者支援センターはありませんでしたが、新年度から設置したいということで検討を進めているところでございます。もちろん相談窓口をつくるとともに、被害者の方への医療費や心理カウンセリング費用の助成についても制度化したいと考えております。5教育啓発活動については、資料記載のとおり、これまでの延長上にはなりますが、対策を進めていきたいと考えております。資料下段のDV・ストーカー被害対策の1 DV被害者保護についてですが、一時保護施設について一時保護委託先の拡充を図るということで、検討を進めることとなりました。2 DV・ストーカー被害者相談体制については、市町村において、配偶者暴力相談支援センターの設置がなかなか進んでおりませんが、市町村で設置されるよう引き続き市町村への働きかけを進めていきます。また、現在、DV・

ストーカー被害者の方にGPSで自分の位置が特定できる装置の貸出を県警で行っております。この装置の増設をして、万が一の時は、装置のボタンを押すと位置情報が県警の方に伝わって、すぐにかかけつけるという仕組みができておりますので、その装置の増設を図っていきたいと考えております。3 支援機関の連携体制については、既存の連絡協議会の拡大を図って、関係機関の連携強化を強めていきたいと考えております。4 被害発生防止・抑止ですが、これについては、平成25年春の時点でのストーカー規制法やDV防止法に県条例で規制を強めた方がいいのではないかとということで検討を進めたのですが、6月の時点でメールの送りつけに対する規制強化などを始めとした法改正が行われました。県として、さらに規制を上乗せする必要性については、慎重に今後判断をしていきたいと考えております。5 教育啓発活動については3つ挙げておりますが、これまでの延長上になりますが、機会を増やすことや一層の啓発などを行って行きたいと考えております。今年上半期に行いました女性と子どもへの暴力的行為根絶対策についての検討結果については以上になります。

○大淵会長

ありがとうございます。懇談会で議論された事柄が、資料5にまとまっております。既に県の施策の中に取り込まれているものもございますし、検討中のもの、現在の事業を拡大することで対応したいというものもございます。御意見等をお願いしたいと思っております。

○富士原委員

1 子どもの安全対策の推進の中の、子どもの見守り活動のスクールガードの件ですが、全ての市町村教育委員会がスクールガードを置くという決まりはつくっておられるのでしょうか。

○スポーツ健康課

スポーツ健康課でございますが、そのような決まりというのはございません。例えば、気仙沼や南三陸などの沿岸部では、津波によって壊滅的な状態になったところもありましたので、そのような地域では見守り隊などを組織できないというようなこともあります。震災前までは、約80%の市町村でスクールガードやボランティア活動の団体を設置しておりました。

○富士原委員

すみませんがスクールガードと見守り隊は違うのではないかとと思いますが。

○スポーツ健康課

その線引きは、はっきりしたものはないのですが、見守り隊がスクールガードとして

活動しているところもあって、地域によっては一緒にやっているところもあります。見守り隊は、学校独自に設置しているところもありますし、それがスクールガードとして入っているという地域もありますので、一緒に説明させていただいたのですが、我々もスクールガードの組織を100%目指せるように取り組んでおりますが、地域によっては、困難なところもあるということです。

○富士原委員

私はスクールガードというのは、市町村できちんとした講習を受け車も提供して、例えば〇〇町スクールガードという形で町を巡回するのが、スクールガードだと思っておりました。見守り隊とかスクールガードボランティアは、もちろん報酬なしで行い、地域で組織したり、PTAがお願いしたりして組織するもので、子どもの登下校の時間に合わせて犬を散歩し子ども達を見守りましょうというようなやわらかいものではないかと思ひ質問しました。町によってはスクールガードの方を雇って給料を差上げた上で巡回を行ってもらい、何かあった場合には、その方の携帯に繋がるようなシステムができておりますので、そちらの方かと思ひ質問しました。私が以前勤めたところでは、元警察官の方だったのですが、きちんと市町村で人材を確保し、車などを提供して、活動してらっしゃる方がいると非常に安心できるので、そのような仕組みが全ての市町村にあったら、どんなに安心かと思ひましたので、質問させていただきました。見守り隊やボランティアの方々は、何かあったときにどれくらいお願いできるのか不安がありました。質問した際に、少し言葉の捉え方に違いがありました。失礼いたしました。ありがとうございます。

○大淵会長

仕事の内容が違うのではないかというご指摘でしたが、今の御質問を踏まえてすみませんがもう一度お願いできますか。

○スポーツ健康課

スクールガードリーダーというのは、警察OBの方が配置されて各学校などを巡回するものであります。スポーツ健康課で行っているスクールガードというのは、学校安全ボランティアを養成していく講習会を行っております。こちらはボランティアになりまして、中心となるボランティアの方々が、地域の人を募って行い、学校と連携して登下校時等に見守り活動などを行うものになります。我々は、その組織を養成しているということでありま

○大淵会長

他にいかがでしょうか。

○八幡委員

ハーティ仙台の八幡です。DVの連絡会議に参加することがあるのですが、DV関係の連絡会議に行っても、質問は事前に出していたものだけで当日の質問は受け付けません。先日、県警にヒアリングをうけました。とても有意義なヒアリングでして、理解していただけたと感じました。できたら、NPOにもヒアリングをもっていただきたいです。それから、性犯罪相談のところですが、大阪や東京の性暴力ワンストップセンターのデータを見ましても、警察に届けるのは、3割以下です。NPOがキャッチする事例は、警察には行けないという事例が多いです。非常に身近な人間や家族からの暴力のため、被害届の提出をためらうということがあります。性犯罪という言葉では、警察に届けないと支援に繋がらないのではないかとハードルの高さを感じている方々がおりますので、ぜひ犯罪や事件として警察に届けなくても、心理カウンセラーや弁護士などの支援が受けられるように、性暴力という視点で、啓発を行っていただけたらいいと思っております。そのようなことも含めて、県警にヒアリングしていただけたら、我々うれしいですのでよろしくお願いいたします。

○大淵会長

警察への要望ですがいかがでしょうか。

○事務局

一つだけよろしいでしょうか。性犯罪被害者支援センターを新たに設置したいと申し上げましたが、まさに、被害届を出して刑事事件化すれば、国の制度として、医療費助成など様々な支援を受けることができるのですが、被害届を出したくないという方には国の支援が及ばないというのが現実であります。そのため、新たに設置したいと考えているセンターにおいては、被害届を出さない方も含めて支援したいということで検討しているところであります。

○大淵会長

どうも、ありがとうございました。

○西條委員

すいません。戻ってしましますが、先ほどスクールガードについての論議のところ、富士原先生がおっしゃっていた内容の管轄というのはどこになるのでしょうか。制度的な区分けなどの根拠などがあるのかどうか確認したいと思いました。

○大淵会長

単なる見守り隊のボランティアの方とそうではなくて、県あるいは市町村で費用を負担

してお願いする方との違いについてですがどうでしょう。

○スポーツ健康課

スクールガードリーダーというのは、先ほど申し上げましたとおり、警察OBの方が任命され、スクールガードという学校ボランティアの組織を指導する立場にあるのがスクールガードリーダーです。スクールガードというのは、地域の学校ボランティアの方々に、無償で活動しております。

○西條委員

そうしますと、富士原先生がおっしゃっていた方々というのは、スクールガードリーダーの立場にある方であったということですね。わかりました。

○富士原委員

スクールガードリーダーは全ての市町村におられるのですか。

○スポーツ健康課

県内に何人かです。ので、全地域におられるかというところではありません。スクールガードリーダーは、市町村の教育委員会から警察OBの方を任命しておりますが、全部の市町村では任命しているわけではないということです。

○富士原委員

そうすると、全ての市町村にスクールガードリーダーを置かなくてはいけないという決まりもないということですね。

○スポーツ健康課

ないですね。

○富士原委員

わかりました。

○大淵会長

もちろん今回の懇談会でも、このようなものを拡大しなさいという提言はなされていませんので、その辺は受け止めていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。懇談会についての御意見、御提言をいただきました。これも、大変有意義な御意見ございましたので、ぜひ施策に生かしていただきたいと思います。

議事の(4)にその他とありますが、事務局からはないようですが、委員の皆様の方か

らは何かありますでしょうか。特にないようでしたら、以上をもちまして、議事について終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○司会

これで、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。皆様おつかれさまでした。